（農業保険法施行規則の一部改正）

第七条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） ２　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛又は育成乳牛　次に掲げるいずれかの共済事故 イ　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）	（家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） ２　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛又は育成乳牛　次に掲げるいずれかの共済事故 イ　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年七月二十八日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十三号

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号）の施行に伴い、並びに同令第二条において準用する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同令を実施するため、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則を次のとおり定める。

令和七年七月二十四日　農林水産大臣　小泉進次郎

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則

（家畜伝染病予防法施行規則の準用）

第一条　ランピースキン病については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第八条、第九条第一項、第十条、第十二条、第十四条から第十五条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二条から第二十五条まで、第二十九条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで、第五十条第一項から第三項まで、第五十一条から第五十五条まで、第五十六条、第五十九条から第六十二条まで及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	法第五条第二項
第九条第一項	都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年
	都道府県知事が必要があると認めた場合
	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五条第二項

第十条第一項		次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合
第十条第二項	同項の表第一号に掲げる監視伝染病	当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜
第十四条の五	医薬品医療機器等法第二条第一項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項
第十六条	次のとおり	輸入された骨肉皮毛類
	患畜等	ランピースキン病患畜等
第二十二条の見出し、第二十三条の見出し、第二十四条の見出し及び第二十五条の見出し		
第二十二条第三号	家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜	ランピースキン病にかかっている牛又は水牛（以下「ランピースキン病患畜」という。）及びランピースキン病にかかっている疑いがある牛又は水牛（以下「ランピースキン病疑似患畜」という。）
		ランピースキン病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合
		ランピースキン病
		都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜